

亀山市公共下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 1 1 月 1 5 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市条例第 2 3 号

亀山市公共下水道条例の一部を改正する条例

亀山市公共下水道条例（平成 1 7 年亀山市条例第 1 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 3 項第 1 号中「エ」を「オ」に改める。

第 1 0 条第 1 項第 4 号アを次のように改める。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第 1 0 条第 1 項第 4 号エ中「ウ」を「エ」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

附 則

この条例は、令和元年 1 2 月 1 4 日から施行する。